



《 関 連 資 料 》

国自旅第 4 1 1 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考
え方について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第8条の規定により組織される特定地域及び準特定地域の協議会について、その設置及び運営並びにそこでの合意が円滑に図れるよう（別紙）のとおり「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、関係者とも連携を図りつつ、特定地域及び準特定地域の協議会の制度を活用して一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

また、当該ガイドラインでは、特定地域及び準特定地域の協議会の設置を円滑に促進する等の観点から、（別添）のとおり「協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することとしたので、特定地域及び準特定地域の協議会の運用の参考にされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

I. 準特定地域における協議会

1. 協議会の目的

準特定地域の協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。準特定地域協議会は、準特定地域において一般乗用旅客自動車運送（法第2条第3項に規定する一般乗用旅客自動車運送。以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 準特定地域協議会の設置及び運営

（1）準特定地域協議会は、1つの準特定地域につき、1つ設置するものとする。

（2）準特定地域協議会の設立に当たっては、原則として、法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が準特定地域協議会設立の主導的な役割を担うものとする（準特定地域の指定が地方公共団体の長の要請により行われた場合にあっては、当該地方公共団体の長は、積極的に設立準備会に参加することが望ましい。）。

なお、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「旧法」という。）第3条第1項の規定により特定地域に指定されていた地域にあっては、原則として、旧法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）を設立準備会として活用するものとする。

また、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、法第8条第3項の基準に適合する旧協議会にあっては、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなす。

（3）準特定地域協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。

なお、改正法附則第3条の規定によりみなされた協議会にあっては、設置要綱を見直しするものとする。

（4）設立準備会は、準特定地域協議会の設立前に、準特定地域協議会を設立する期日とともに準特定地域協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）へ準特定地域協議会

を設立する旨を報告し、地方運輸局長により公表するものとする。

なお、当該事項に限らず、協議会が公表を行うべき事項等については、同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

(5) 準特定地域協議会設立時の手続は次に掲げる順によるものとする。

- ① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認
- ② 準特定地域協議会の役員の選出
- ③ ①②に掲げるもののほか、準特定地域協議会の運営に関して必要な事項の協議

(6) 準特定地域協議会の会長は、準特定地域協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。

なお、協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない。

(7) 準特定地域協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。

(8) 準特定地域協議会の役員の任期は、準特定地域協議会の設置要綱に定めることができるものとする。

(9) 準特定地域協議会は、準特定地域計画の作成後も、準特定地域に指定されている間は定期的に開催するものとする。

(10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、準特定地域協議会を開催することができるものとする。また、準特定地域協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとするが、準特定協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

(11) 準特定地域協議会を開催するに当たっては、原則として、開催予定日の45日前までにその旨を公表するものとする。

(12) 準特定地域協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、準特定地域協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての構成員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下に掲げるものに限る。）を行うことができるものとし、当該手続を行う場合にあつては、I. 2. (11)の規定について「45日前」とあるのは「10日前」と、I. 4. (6)の規定について「30日前」とあるのは「3日前」と読み替えるものとする。

① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の2第1項に規定する意見の提出に関する事項

② 施行規則第10条の6第1項に規定する意見の提出に関する事項

- (13) 準特定地域協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、準特定地域協議会に対して、準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

なお、地方運輸局長は、運営のために必要な支援を適時適切に行うものとする。

- (14) 準特定地域協議会において協議をするに当たっては、法第8条第1項及び第2項に掲げる各区分ごとの構成員の意見を十分に斟酌することが重要であること、また、円滑な協議の運営を確保する観点から、I. 4. (1) ②及び③の区分に掲げる構成員とそれ以外の区分に掲げる構成員の割合が著しく不均衡とならないよう各区分ごとにおける構成員の発言のあり方等のルールを策定するものとする。

3. 準特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

準特定地域協議会においては、次の(1)～(3)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、準特定地域協議会は、準特定地域協議会の設置後直ちに準特定地域計画の作成に着手するものとする。準特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた準特定地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

(2) 準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域協議会は、準特定地域計画に定められた事項の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。
- ② 準特定地域協議会は、準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議

準特定地域協議会は、地域の実情に応じて、当該準特定地域協議会の存する準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

4. 準特定地域協議会の構成員

- (1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- ① 関係地方公共団体の長 準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する地方公共団体の長であって、地域公共交通としてのタクシーの

- 役割・あり方等に関心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長
- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者等 法第5条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等
 - ③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業」という。）が雇用するタクシー事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の運転者（以下「タクシー運転者」という。）が組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下「労働組合等」という。）
 - ④ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）
 - ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等
 - ⑥ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者
 - ⑦ その他協議会が必要と認める者 タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば、準特定地域協議会の協議事項に関係する行政機関（特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会）及び観光協会等
- （2）準特定地域協議会は、法第8条第1項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、同条第2項により構成員として加えた者が任意に脱退することができるものとする。
- （3）法第8条第1項に掲げる者については、準特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は準特定地域協議会に参加していなければならないものとする。
- （4）準特定地域協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、準特定地域協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関を積極的に構成員として加えるものとする。
- （5）準特定地域協議会設立後の準特定地域協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず、準特定地域協議会会長等（設置要綱に事務局長又

は役員を定める場合においては、事務局長又はその役員。以下同じ。)が把握するものとする。

- (6) 準特定地域協議会からの脱退又は準特定地域協議会協議会への加入をしようとする者は、随時、特定地域協議会会長等に申し出るものとする。

ただし、I. 2. (11)に基づき協議会の開催の公表があった場合にあっては、協議会開催予定日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

- (7) 原則として、準特定地域協議会の構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、自らが所属する団体（以下「タクシー協会等」という。）に準特定地域協議会における議決権の行使を委任できるものとし、当該委任を受けたタクシー協会等がタクシー事業者に代わって準特定地域協議会に参加できるものとする。

5. 準特定地域協議会の合意形成

- (1) 設立準備会は、準特定地域協議会の設置要綱の原案を作成し、準特定地域協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。

① 関係地方公共団体の長が全て承認すること。

② 設置要綱を承認するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱を承認するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が承認すること。

- (2) 準特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、準特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。

- (3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。

- (4) 設置要綱に定める準特定地域協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。

- (5) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、準特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

- (6) 準特定地域計画の作成に当たっては、法第9条第4項の規定により、そ

の作成に係る合意をした準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

Ⅱ. 特定地域における協議会

1. 協議会の目的

特定地域の協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、特定地域計画の作成、当該特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる取組の協議を行うために設置するものとする。特定地域協議会は、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 特定地域協議会の設置及び運営

- (1) 特定地域協議会は、1つの特定地域につき、1つ設置するものとする。
- (2) 当該地域が法第3条第1項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第8条第1項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。
- (3) 特定地域協議会は、準特定協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うものとし、見直しに当たっては、特に以下の点に留意するものとする。
 - ① 協議会における実施事項（協議事項の見直し）
 - ② 協議会の運営（議決方法の見直し等）
- (4) I. 2. (6)～(14) ((12) ①を除く) までの規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域」とあるのは、「特定地域」と読み替えて準用する。

3. 特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

特定地域協議会においては、次の(1)～(2)に掲げる事項について、それぞれ次に定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるものであり、特定地域協議会は、特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。

なお、特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた特定地

域計画に関する事項に留意するものとし、特に、削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその削減方法等の協議に当たっては、以下の点を十分に考慮するものとする。

- ① 地域の実情に応じて協議会の合意により定める保有車両数ごとのタクシー事業者の区分（大手事業者、中小事業者等）を設定し、当該区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるよう設定するものとする。

なお、一律でない削減率による減車や営業方法の制限の設定を行う場合にあっては、（別添１）の例示を参考とするものとする。

- ② 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力の設定に当たっては、各タクシー事業者における旧法の施行の日（平成21年10月１日）以降に実施した減車及び休車の実績を勘案するものとする。

なお、特定地域協議会の判断において、旧法の施行の日以前に実施した減車の実績を含め設定することも差し支えないものとする。

- ③ 減車による供給輸送力の削減の設定に当たっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年１月24日付け国自旅第406号）」Ⅱ．３．（１）②に定める最低車両数を下回ることがないように考慮するものとし、最低車両数を下回る場合においては、営業方法の制限による供給輸送力の削減とするものとする。

- ④ 営業方法の制限による供給輸送力削減率の算定方法については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年１月24日付け国自旅第410号）」を参考として、定めるものとする。

なお、各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力を協議する際には、特定の曜日等に偏ることにより、利用者利便を損なうことがないように留意するものとする。

- （２）Ⅰ．３．（２）及び（３）の規定について、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

４．特定地域協議会の構成員

Ⅰ．４の規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

５．特定地域協議会の合意形成

- （１）特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。
- （２）設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- （３）特定地域協議会の議決の方法は、次の①及び②を参考にしつつ、特定地

域協議会運営の公平と特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないよう十分に留意するものとする。

① 設置要綱の合意に関する議決

- i) 地方公共団体の長の全てが合意すること。
- ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iii) 合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iv) 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- v) 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

② 特定地域計画の合意に関する議決

- i) II. 5. (3) ① i) 及び iii) から v) までの掲げる要件を満たしていること。
 - ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の台数の総台数の3分の2以上であること。
 - iii) II. 3. (1) ①において設定する区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - iv) 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - v) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
 - vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定める活性化措置に係る事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

III. その他

- 1. 協議会は、準特定地域計画又は特定地域計画を作成するに当たっては、「特定地域計画の認可基準(平成26年1月24日付け国自旅第402号)2の認可方針に適合するものでないことに留意するものとする。
- 2. 協議会は、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の

計画との整合性の確保を図るため、必要に応じ道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体との連携を行うものとする。

附 則

本通達は、平成26年 1 月27日から施行する。

(別添：準特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は○年とする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

7 事務局長の任期は○年とする。

8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前（地域の実情に応じて、必要となる日数を記入）までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

(第14項は必要に応じて記載する)

14 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(別添：特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（特定地域）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は、事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は○年とする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

7 事務局長の任期は○年とする。

8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 役員の選出を議決する場合 第4条1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
- (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
 - ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。
- (1) 大手事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以上
 - (2) 中小事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以

上

(3) 個人タクシー事業者

- 11 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。

(第15項は必要に応じて記載する)

- 15 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第13項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

(その他)

- 第６条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域計画に記載する供給輸送力の削減パターン（例示）

《パターン 1》

- 最低車両数を基準とし、最低車両数以上の事業者と最低車両数以下及び個人事業者で区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・最低車両数以上の事業者は、X%の減車
 - ・最低車両数以下及び個人事業者は、X%又はY%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン 2》

- 車両規模等による区分をせずに全ての事業者において、一律に営業方法の制限により供給輸送力を削減する場合
 - ・全ての事業者が、一律X%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン 3》

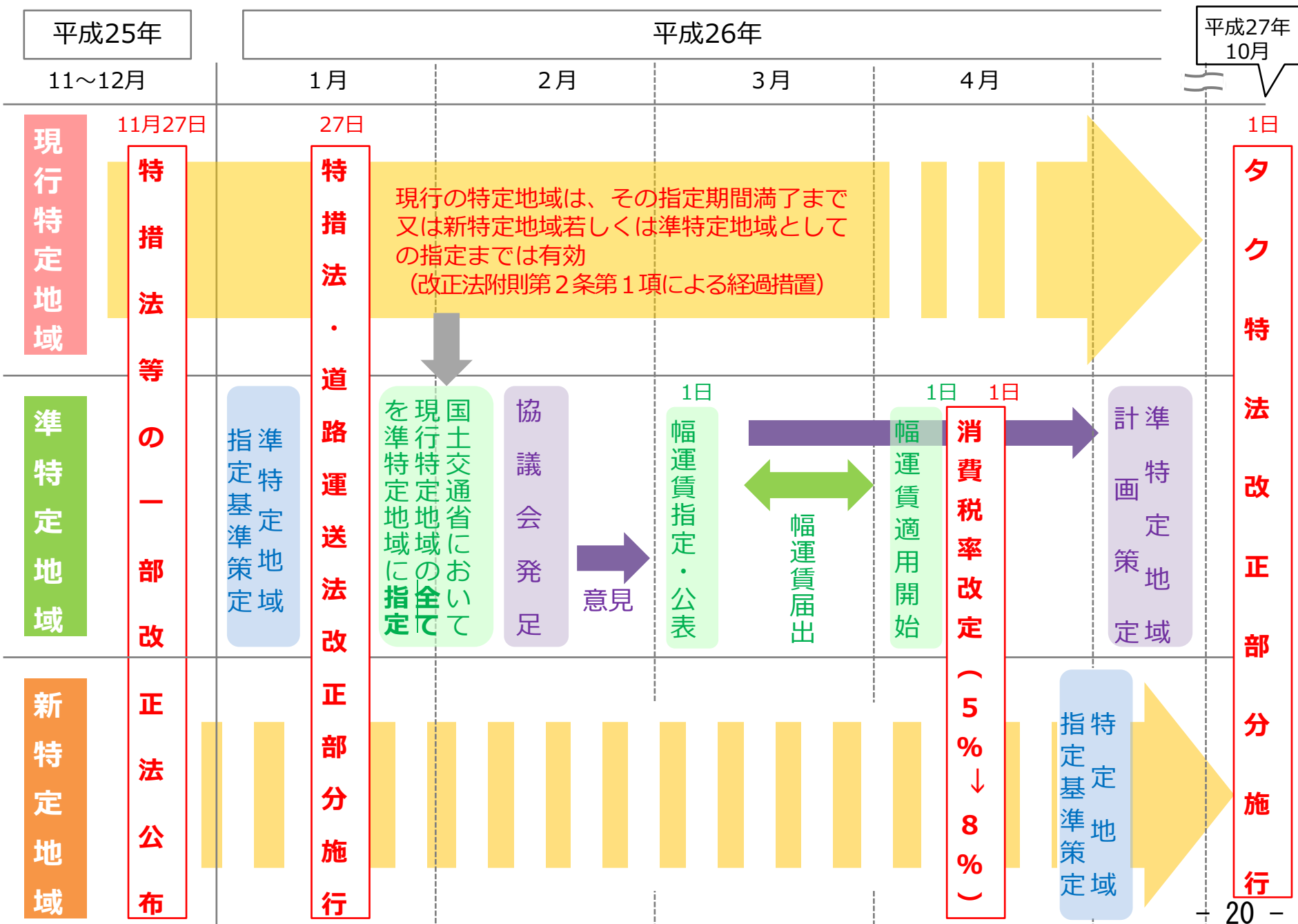
- 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、Y%の減車
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、Y%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン 4》

- 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、〇両の減車 + Z%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、X%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン 1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限	
パターン 2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン 3	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン 4	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 〇両の減車 + Y%相当の営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法の施行スケジュール



公定幅運賃制度について①

(特別区・武三交通圏の普通車の場合)

現行自動認可運賃

〈普通車〉

	距離制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	710 円	288 m	90 円
B 運 賃	700 円	292 m	90 円
C 運 賃	690 円	296 m	90 円
下限運賃	680 円	301 m	90 円

消費税
転嫁

公定幅運賃

〈普通車〉

	距離制運賃		
	初乗運賃 2.0km	加算運賃	
A (上限運賃)	730 円	280 m	90 円
B 運 賃	720 円	284 m	90 円
C 運 賃	710 円	288 m	90 円
下限運賃	700 円	292 m	90 円

《H26. 1. 27付け公示「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」3. (1)⑥の規定から抜粋》

協議会より、初乗距離から、加算距離を(原則)1回分控除した距離を初乗り距離とし、当該距離に係る初乗運賃額を加算運賃額を原則1回控除した額で設定〔(例)2キロ730円→1.72キロ640円〕等を求める意見書が提出された場合、上記公定幅運賃に加えて意見書に係る運賃を公定幅運賃として設定することとする。

公定幅運賃制度について

供給過剰状態である特定地域及びそのおそれがある準特定地域においては、タクシー事業者間における過度な競争の一環として、過度な運賃値下げ競争が発生し、タクシー事業者において、これによる収益基盤の更なる悪化、収益基盤の悪化を通じた歩合制賃金に伴う賃金の減少、この運転者の労働条件の悪化による輸送の安全性・サービス水準の低下等が想定されるとともに、このような負の流れが循環することも懸念されます。

公定幅運賃制度は、これを未然に防止するため、国土交通大臣が、協議会の意見を聴いた上で、タクシー事業の適正な原価を償うこと、不当な競争が生じないこと等の基準に従って、特定地域及び準特定地域における公定幅運賃を指定するとともに、公定幅運賃の範囲外に運賃を定めているタクシー事業者等に対して公定幅運賃の範囲内への運賃変更命令を可能とする制度です。

公定幅運賃の対象及びその設定方法について

1. タクシーの基本運賃（距離制運賃・時間制運賃）

現行のタクシーの自動認可運賃額に108/105（平成26年4月の消費税の引き上げ率）を乗じることが基本として、事業収入全体として108/105の範囲内で調整するという方法により消費税を転嫁したものを公定幅運賃として設定。

2. ハイヤーの基本運賃（距離制運賃・時間制運賃）

1. の自動認可運賃の下限以上を公定幅運賃として設定。

3. 定額運賃

空港等と一定のエリア間の運送において、最短経路による運送に適用される距離制運賃（時間距離併用制における時間加算を行わないもの。以下同じ。）により算出し、事前に定額を定めて運送の引き受けを行う場合の運賃（定額運賃）について、最短経路による運送に適用する距離制運賃を公定幅運賃で届け出た距離制運賃としたものを公定幅運賃として設定。

公 示

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第2条第1項に定めるタクシー）の運賃及びハイヤー（タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。）の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃（法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。）の範囲を指定するものとする。なお、福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

（1）タクシーに係る基本運賃

① 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示。以下「運賃制度公示」という。）」1.（1）イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.（3）イ①②③④⑤及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の細部取扱いについて（平成14年1月25日付け国自旅第1

58号。以下「細部取扱通達」という。）」 1. (1) によることとする。

② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度公示 1. (1) ロに定める時間制運賃（その他、関東運輸局長が別途定めるものを含む。）をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度公示 1. (4) イ②（ただし書きを除く。）③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができることとする。

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) に同じ（運賃制度公示 1. (4) イ④の取扱いを行うものを含む。）

2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

(1) 割引運賃

運賃制度公示 1. (3) ニ又は 1. (4) ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、3. (1) ②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にはないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月27日付け公示。以下「運賃変更命令公示」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、関東運輸局長の認可を受けなければならない。

(2) 定額運賃

運賃制度公示 1. (5) に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度公示 1. (1) ハに定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあっては、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。また、当該基本運賃については時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令公示に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。

3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示。以下「審査基準」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。

② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者のなかから、審査基準別紙2第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同審査基準別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年4月9日付け公示。以下「査定方針公示」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

③ 公定幅運賃の範囲の設定

【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、審査基準別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針公示1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、審査基準別表1により区分し、同審査基準別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、審査基準別紙3の1.（2）及び2.（2）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基

づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度公示 3. の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度公示 1.（3）イ⑥及び（4）イ②のただし書き、審査基準別紙 4 第 4 の 1. 及び 2. に基づき、公定幅運賃として設定する。

（2）ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、（1）で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域（以下「特定地域等」という。）を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

（1）事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

（2）協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会（以下「協議会」という。）が設置されている特定地域等にあつては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知（以下「通知」という。）を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聴くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特定地域等はこの限りではない。

（3）公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

① 公定幅運賃の範囲の指定にあたっては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から審査基準に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時に又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。

③ 意見書において、3.（1）⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

（4）公定幅運賃の公表

（2）の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

（1）公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

（ア） 審査基準1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審査基準2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 公定幅運賃変更の要否の判定

(1)の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに関わらず、当該運賃適用地域の内から、3(1)①で選定する標準能率事業者について、審査基準別紙1第2の要領で算出した、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同審査基準別紙1第1における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとする。

る。

(3) 協議会への通知

(2) の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

(4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1)(イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行っても差し支えない。

(5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3.(1)③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

(6) 公定幅運賃の公表

(5) の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

(7) その他

- ・(2) の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令75号）第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求めることとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から3ヶ月間延長するものとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運

賃も同時に変更を行うこととする。

6. その他

- (1) 事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控3部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、1部を事業者控えとして返却すること。
- (2) 届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にあつては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。
- (3) 公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び関東運輸局長は、原則審査基準別紙5に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同審査基準別紙5において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。
- (4) 公定幅運賃の適用は、運賃制度公示と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

(別添)
平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

事業者住所：
事業者名：
代表者：
連絡先：
印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 設定しようとする運賃を適用する営業区域
注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。
3. 設定しようとする運賃額等
注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制			時 間 制		
	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
特定大型車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
大型車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
普通車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
小型車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円

4. 実施日
注) 適用日までに提出する場合は、原則適用日を記載すること。

平成 年 月 日 (別添)

関東運輸局長 殿

事業者住所 :
事業者名 :
代表者 :
連絡先 :
印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃を適用する営業区域

注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。

3. 変更しようとする運賃額等

注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制		時 間 制	
	(新)	(旧)	(新)	(旧)
特定大型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円
大型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円
普通車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円
小型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円	運賃 初乗時間(分) 円 加算運賃分 円

4. 変更の場合は、その理由

5. 実施日

注) 適用日までに提出する場合は、原則適用日を記載すること。

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。

平成 14 年 1 月 17 日

関東運輸局長 上子道雄

記

1. 運賃

(1) ～ (2) 略

(3) 距離制運賃

イ ①～⑤ 略

⑥ 二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分（ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする。）控除した距離で、関東運輸局長が定めるものにより設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。

⑦～⑧ 略

ロ～ニ 略

(4) ～ (5) 略

2. ～ 4. 略

附則 略

別表 略